ればならないものとし、当該建築物の設計の委託を受けた建築士は、当該建築主に対し、設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。（第六十四条の五関係）

⑸　建築主（国等の機関の長を除く。）は、建築物（特定の用途に供するものに限る。）の建築（一定規模以上のものに限る。）をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならないもの等とし、国土交通大臣は、届出の内容が⑶の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるもの等とする。（第六十四条の六関係）

⑹　国等の機関の長は、建築物（特定の用途に供するものに限る。）の建築（一定規模以上のものに限る。）をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならないもの等とし、国土交通大臣は、通知の内容が⑶の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置について協議を求めることができるものとする。（第六十四条の七関係）

⑺　⑷～⑹の規定は、建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しい建築物等については適用しないものとする。（第六十四条の八関係）

⑻　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、その旨、当該炭素排出量原単位等を当該建築材料等又は広告等に表示することができるものとする。（第六十四条の九第一項関係）

⑼　⑻の場合を除くほか、⑻に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないものとし、主務大臣は、これに違反した者に対し、必要な措置をとるべき旨の指示、命令等をすることができるものとする。（第六十四条の九第二項～第八項関係）

10　建築物環境性能の認証

⑴　建築主等は、⑷により国土交通大臣の登録を受けた機関（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証を申請することができるものとし、当該申請をしようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができるものとする。（第六十四条の十関係）

⑵　⑴の申請を受けた登録建築物環境性能認証機関は、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣が定める認証の基準に従い認証を行ったときは、標章を付した認証書を交付することができるものとする。（第六十四条の十一関係）

⑶　⑵により認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物等に⑵の認証書に係る標章を付することができるものとし、何人も、この場合を除くほか、⑵の認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を建築物等に付してはならないものとする。（第六十四条の十二関係）

⑷　登録建築物環境性能認証機関の登録は、建築物環境性能の認証の業務を行おうとする者の申請により行うものとするとともに、その登録に関する所要の規定を設ける。（第六十四条の十三～第六十四条の十八関係）

11　その他

その他所要の改正を行う。

12　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置等を定める。（附則第二条～第九条、第十三条関係）

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第十条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

◇予防接種法の一部を改正する法律（法律第七十六号）（厚生労働省）

1　「予防接種」の定義について、人体に注射し、又は接種する医薬品として、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンに加え、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を含むものとする。（第二条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第七十七号）（こども家庭庁）

1　題名及び総則

⑴　題名

本法において支援の対象を「医療的ケア児及びその家族」から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に拡大することに伴い、題名を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改める。

⑵　目的

目的に、「医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにする」こと、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進」すること等を明記する。（第一条関係）

⑶　定義（第二条第三項及び第四項関係）

イ　この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　医療的ケア児

⑵　医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

⑶　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

ロ　この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

⑷　基本理念

基本理念に、「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、」その日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等を明記する。（第三条関係）